

【別添 公有財産の購入フロー】

R7.11.11 ① 入札の公告
富谷市公告第 号による



R7.11.11 ② 入札に係る書類の入手
市公式ホームページ<https://www.tomiya-city.miyagi.jp/>にてダウンロード

ダウンロードできる書類

- (1) 物件調書
- (2) 購入フロー(本書)
- (3) 入札参加申請書
- (4) 誓約書
- (5) 質問回答書
- (6) 入札書
- (7) 委任状
- (8) 現況写真
- (9) 付近見取図
- (10) 平面図



R7.11.11 ③ 入札参加の申請
提出先: 富谷市企画部財政課

R7.12.17 提出方法: 郵送又は持参

提出物:

○個人の場合

- (1) 入札参加申請書
- (2) 住民票
- (3) 市区町村長の発行する破産宣告の有無又は破産手続開始の通知に関する証明書
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書(全ての税目に未納がないことの証明書又は各税目の納税証明書)
- (5) 誓約書
- (6) 申請者の所在地及び名称を記載し、110円切手を貼付した返信用封筒1枚

○法人の場合

- (1) 入札参加申請書
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 代表者の生年月日が確認できる書類(運転免許証等)の写し
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書(全ての税目に未納がないことの証明書又は各税目の納税証明書)
- (5) 誓約書
- (6) 申請者の所在地及び名称を記載し、110円切手を貼付した返信用封筒1枚



R8.1.20 ④ 入札参加資格の通知
不適格の場合は、事前に電話連絡します。



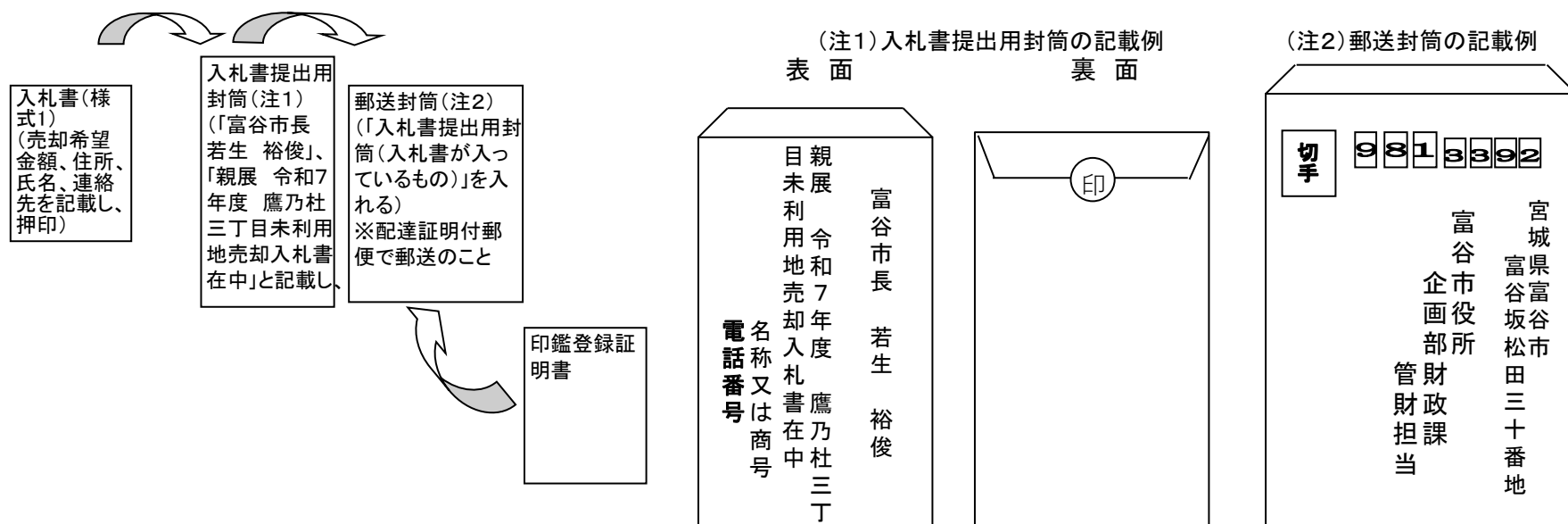
R8.1.20 ⑤ 質問の受付
提出先: 富谷市企画部財政課
提出方法: メール
メールアドレス: zaisei@tomiya-city.miyagi.jp
提出物: 質問回答書(様式第1号)



R8.2.4 ⑥ 質問の回答
ファックス
ファックス: 022-358-2291



締切: R8.2.17 ⑦ 入札書の提出(郵送又は持参)
上記②により入手した入札書を使用し、入札書提出用封筒(封筒には、「富谷市長 若生 裕俊」、「親展 令和7年度 鷹乃杜三丁目未利用すること」に「売却希望金額・住所・氏名・連絡先電話番号」を記入のうえ、実印を押印した入札書)を入れ(封を閉じること)、印鑑登録証明書(住所、氏名を記載し、押印したもの)と一緒に郵便用封筒に入れ、富谷市企画部財政課あて郵送又は持参すること。なお、郵送の場合は、配達証明付郵便にて送付すること。



※手続きに不備(入札書に押印のないもの等)があった場合は、その者の行なった入札は無効となるので特に留意すること。

R8.2.19

⑧ 入札書の開札

富谷市役所にて事務局ならびに指定立会者により開札を行ないます。



⑨ 落札候補者の決定方法

最低売却価格(23,655千円)以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」によって落札者を決定する。



⑩ 契約書の作成

契約に際しては「富谷市代表者 市長 若生 裕俊」と「契約の相手方」との間に売買契約書を作成する。



⑪ 契約保証金の納付

契約の相手方となった者は契約時に契約金額の10%以上を納付し、契約締結後30日以内に残金を納付することとする。(残金が契約締結後30日以内に納付されなかった場合は原則契約は無効となり、契約保証金は市に帰属されます。)



⑫ 所有権の移転

所有権の移転は売買代金完済時に「契約の相手方」に移転する。

なお、所有権移転に要する費用は「契約の相手方」の負担とする。

参考

一般競争入札の参加者の資格(地方自治法施行令より抜粋)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げるもの

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。